

指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 重 要 事 項 説 明 書
特別養護老人ホーム『みなみがた荘』

当 施 設 は 介 護 保 険 の 指 定 を う け て い ま す 。

（指定番号　－　3370101259）

当施設はご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当施設への入所は、原則として要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇ ◆ 目 次 ◆ ◇	
1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 緊急時の対応について	7
7. 事故発生時の対応について	8
8. 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合	8
9. 虐待の防止のための措置について	8
10. 成年後見制度の活用支援	8
11. 非常災害対策について	8
12. その他施設の運営に関する重要事項	8
13. 施設を退所していただく場合	9
14. 残置物引取人	11
15. 苦情の受付について	11
16. 守秘義務について	11

1. 施設経営法人

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 法 人 名 | 社会福祉法人恩賜財団済生会 支部岡山県済生会 |
| (2) 法 人 所 在 地 | 岡山市北区国体町2番25号 |
| (3) 電 話 番 号 | (086)252-2211 |
| (4) 代 表 者 氏 名 | 支 部 長 山 本 和 秀 |
| (5) 設 立 年 月 | 昭和27年5月26日 |

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 介護老人福祉施設 平成12年4月1日 指定番号3370101259号
- (2) 施設の目的 老人福祉法及び介護保険法に基づく介護保険サービスを提供する施設
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム「みなみがた荘」
- (4) 施設の所在地 岡山市北区国体町3番12号
- (5) 電話番号 (086)252-2222 (代表)
(086)252-2868 (直通)
- (6) 施設長氏名 高 中 和 明
- (7) 当施設の運営方針 施設のサービス計画に基づき、入所者の意思及び人格を尊重し、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるように施設サービスを提供する施設
- (8) 開設年月 平成10年4月1日
- (9) 入所定員 長期入所 60 名 短期入所 20 名

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として3人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。

(ただし、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

〔居室等の概要〕

居室・設備の種類	室数	備 考
個室（一人部屋）	29 室	
3 人 部 屋	17 室	
静 養 室	1 室	
合 計	47 室	
食 堂	2 室	
機 能 訓 練 室	1 室	〔主な機器〕 低周波治療器、訓練マット 平行棒、昇降テーブル、ホットパック、ポケネット 空気マッサージ器、歩行器等
浴 室	2 室	機 械 浴 、 特 殊 浴 槽 、 一 般 浴 室
医 務 室	1 室	

※ 上記は、厚生省が定めた基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務付けられている施設です。この施設・設備は利用にあたって、ご負担いただく費用はありません。

☆ 居室の変更:ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況及び他の利用者の心身の状況により居室を変更させていただく場合があります。

☆ 居室に関する特記事項:各居室には、トイレ、洗面、整理ダンス、ロッカー、床頭台を設置しています。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〔主な職員の配置状況〕

職種	常勤換算	指定基準	実配置	職務内容
1. 施設長	1	1	1	業務統括・指揮管理
2. 介護職員	24以上	23	22.3	日常生活援助等
3. 生活相談員	1	1	2	連絡調整・苦情受付等
4. 看護職員	4以上	4	7.3	健康管理・診療介助等
5. 機能訓練指導員	1	1	2	機能訓練・集団訓練等
6. 介護支援専門員	1	1	1	施設サービス計画等調整
7. 医師	必要数	必要数	3	診療・健康管理
8. 栄養士	1以上	1以上	1	給食全般指揮管理

〔主な職種の勤務体制〕

職種	
1. 医師	糸島達也医師(内科)張田信吾医師(内科)竹島正幸医師(内科)
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日 勤 8:30 ~ 17:30 3名 早 出 7:30 ~ 16:30 4名 遅 出 10:00 ~ 19:00 4名 夜 勤 16:30 ~ 翌朝 9:00 3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日 勤 8:30 ~ 17:30 1名 早 出 7:00 ~ 16:00 1名 遅 出 9:30 ~ 18:30 1名
4. 機能訓練指導員	日 勤 8:30 ~ 17:30 1名

☆ 休日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- 〔(A) 利用料金が介護保険から給付される場合
(B) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合〕があります。

(利用料については「利用料一覧表(長期入所)」を参照ください。)

(A) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 食 事

- ・ 当施設は、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご利用者の自立支援のため離床して食堂で食事を摂っていただくことを原則としています。
(食事時間)

朝食： 8:00～8:30 昼食： 12:00～12:30 夕食： 18:00～18:30

② 入 浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回行います。
- ・ 寝たきりでも機械浴槽(特殊浴槽)を使用して入浴することができます。

③ 排 泄

- ・ 排泄の自立を促すために、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の向上又は減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容がおこなわれるよう援助します。

(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)

☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(B) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者負担となります。

＜サービスの概要および利用料＞

(利用料については「利用料一覧表(長期入所)」を参照ください。)

①食事提供に要する費用

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日当たり)のご負担となります。

②居住に要する費用(光熱水費及び室料(建物設備等の減価償却費等))

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料(建物設備等の減価償却費・保守管理等)を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費の金額の(1日当たり)のご負担となります。

※外出・外泊・入院等で居室を開けておく場合は、第1～3段階の方は、6日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目からは別途料金が発生します。

③特別な居室の提供に要する費用

施設はJR岡山駅に近く、2つの国道の交差点にあり交通の利便性に優れています。

個室の面積は19.70 平方メートル(国の基準:10.65平方メートル以上)と広くゆったりとしており、プライバシーが保たれ、落ちついた生活を送っていただけます。

室内にトイレ・洗面設備・応接2点セット、個人用の照明等が備えられています。また個人用の私物の収納設備も備えていますが、私物の家具の持ち込みもできます。その他、希望により電話機の設置もできます。

④理 容

週に1回、理容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃、洗髪)をご利用いただけます。

⑤金銭出納管理サービス

ご利用者の希望により、金銭出納管理サービスをご利用いただけます。詳細は、下記のとおりです。

- 管理する金銭の形態:施設の指定する金融機関に預け入れている預金
- お預かりするもの:上記預金通帳と金融機関へ届けた印鑑、年金証書
- 保管管理者:施設長
- 出納方法:手続きの概要は下記のとおりです。
 - ・ 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
 - ・ 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
 - ・ 保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご利用者へ交付します。

⑥レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
利用料金：材料代等は実費負担となりますが、ホームでの生活を楽しいものとするため
には出来る限り参加していただきます。

1) 主なレクリエーション行事予定

別紙のとおり

2) クラブ活動

書道、華道、手芸、音楽等で今後可能なものを増やしていく予定です。

⑦日常生活上必要となる諸費用の実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただく
ことが適当であるものにかかる費用を負担していただきます。

なお、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

- ・ 電気器具使用の電気代。
- ・ 施設のテレビを居室で利用される場合の貸出料

※日用品費として1日当たり 実 費 円

⑧居室の明け渡し ― 清 算 ―

ご利用者が、退所決定後も居室を明け渡さない場合等に、本来の退所決定日から現実
に居室が明け渡された日までの期間に係わる料金(1日当たりの料金)

- ・ 料金は介護保険における要介護度別サービス利用料金を適用します。

ご 利 用 者 の 要 介 護 度 (料 金)	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	介護サービス費に準ずる				

- ・ 旧措置者の方もこれに準じます。
- ・ 要介護認定で自立又は要支援と判定された場合、要介護度1の料金とします。

⑨利用料金の改定について

- ・ 介護保険給付額については、介護報酬告示額に準じます。
- ・ 介護保険給付対象とならないサービス料金については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

(1) 利用料金のお支払い方法

前記(A)、(B)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、毎月10日すぎに請求書を発行しますのでその月の20日までに次のいずれかの方法でお支払いください。

1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した額とします。

ア. 窓口での現金払い

イ. 指定口座への振込

中国銀行 奉還町支店 普通預金口座 No.1633463

特別養護老人ホーム「みなみがた荘」

岡山県済生会 常務理事 森 本 尚 俊

ウ. 金融機関からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関: 中国銀行

(2) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記協力医療機関又はご利用者の希望する医療機関において診療や入院治療を受けることが出来ます。(ただし、下記医療機関との優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	岡山済生会総合病院	済生会国体町診療所
所在地	岡山市北区国体町2番25号	岡山市北区国体町3番12号
診療科	総合病院 32診療科	内・神・外・整・リハビリ科
電話番号	(086)252-2211(代表)	(086)252-2319

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	岡山中央歯科クリニック	岡山スマイル歯科小児歯科医院
所在地	岡山市北区伊島北町7-5 プライマリ・ケアセンター伊島5F	岡山市北区下石井1丁目2-1イオンモール岡山6階
電話番号	(086)898-1118	(086)238-2440

6. 緊急時の対応

当施設の嘱託医師又は協力医療機関等への連絡を行い、医師の指示に従います。

また、緊急連絡先に連絡致します。

※ご家族の連絡先をご記入ください。

緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	— —

7. 感染症対策について

- ・事業者は、感染症の発生及びまん延しないために次の措置を講ずるものとします。
 - ①感染症の発生、まん延しないための委員会及び従業者に対する研修の定期的実施
 - ②指針の整備
 - ③訓練(シミュレーション)の実施等の取組

8. 事故発生時の対応

- ・事業所は、利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した旨を速やかに利用者の親族等関係者及び県・市町村等関係機関に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ・指針を整備し事故状況及び処置について記録し、事故再発防止のために職員会議、研修などで徹底します。
- ・事業所は、サービスの提供にともなって事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

措置を適切に実施するための担当者 生活相談員 長町 和弘

9. 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合

- ・事業所は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録し対応していきます。

10. 虐待の防止のための措置について

- ・事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
 - ①従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための委員会、研修の実施
 - ②指針の整備
 - ③その他虐待防止のために必要な措置
- ・事業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たり、当該施設従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報・対応していきます。

虐待の防止に関する責任者 施設長 高中 和明

11. 成年後見制度の活用支援

- ・事業者は、利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

12. 非常災害対策について

- ・消防法に定められた「消防・防災計画」を定め、火災及び防災予防に努め、定期的な訓練を行います。

13. その他施設の運営に関する重要事項

- ・指定介護福祉施設サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。
- ・利用者本人または家族の求めに応じて、当施設にて規程する個人情報保護規定に基づき、サービス提供記録を開示します。

14. 施設を退所していただく場合

当施設の入所が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設の入所は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状態が自立又は要支援と判断された場合。
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合。
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑤ ご利用者から退所の申し出があった場合。
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合。

(1)ご利用者からの退所の申し出

ご利用者から、当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には退所を希望する日の7日前までに退所届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② ご利用者が入院された場合。
- ③ 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく介護福祉サービスを実施しない場合。
- ④ 事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合。
- ⑤ 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、この他入所を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合。

(2)事業者からの申し出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所をしていただくことがあります。

- ① ご利用者が、入所時にその心身の状況及び病歴等の重大事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果入所を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② ご利用者によるサービス利用料金の支払が6ヶ月以上延滞し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ ご利用者等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって入所を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

- ④ 施設の職員、事業に関わるスタッフ等に対し、尊厳を傷つける行為、暴言・暴力、セクシャルハラスメント、不当かつ過剰な要求等、職員の就業環境が害され、適切なサービス提供を妨げるカスタマーハラスメントを行わないでください。著しい迷惑行為が収まらない場合、又は悪質と判断した場合は以降のサービス提供をお断りし、法的処置も含めて対処する場合があります。
- ⑤ ご利用者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
- ⑥ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。

《ご利用者が病院等に入院された場合の対応について》

① 検査入院等、6日以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。

② 7日以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。

但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

但し、①および②の入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

ご利用料金については「利用料一覧表(長期入所)」を参照ください。

また、併設病院入退院・併設施設入所時は介護サービス料は算定されませんが、所定の利用料金(実費分)は算定となります。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、退所扱いとする場合があります。この場合3ヶ月以内に退院された場合には、再び優先的に入所することができます。

3ヶ月を経過した場合には、退所扱いとなりますので優先的な入所することはできません。

(3)円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- ・適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ・居宅介護支援事業者の紹介
- ・その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

15. 残置物引取人

入所が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品(残置物)をご利用者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設では「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用についてはご利用者又は残置物引取人にご負担いただきます。

16. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受付ます。

○ 苦情受付窓口(担当者)

生活相談員 長 町 和 弘

○ 苦情解決責任者

施 設 長 高 中 和 明

○ 受付時間

毎週月曜日～金曜日 9時～17時(祝日の場合を除く)

(2) また、苦情受付ボックス(みなさまの声)を1階に設置しています。

(3) 第三者委員を委嘱しています。

(4) 市町村・国保連 苦情受付窓口

・岡山市事業者指導課

電話 086-212-1014 FAX 086-221-3010

・岡山県国民健康保険団体連合会(介護サービス苦情処理)

電話 086-223-8811 FAX 086-223-9109

(5) 苦情解決体制の概要(別紙)

(6) 第3者評価について

第3者評価実施の有無	無
実施年月日	無
実施した評価機関の名称	無
評価結果の開示状況	無

17. 守秘義務について

○ 事業者、サービス従事者又は従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得たご利用者またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第3者に漏洩しません。この守秘義務は、ご利用者が退所された後も継続します。

○ 事業者は、ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

○ 事業者は、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、ご利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

説明日 令和 年 月 日

同意日 令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム「みなみがた荘」）

説明者職名 生活相談員

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

並びに個人情報の取扱いについても同意しました。

利用者住所

氏 名

印

代理人住所

続 柄

氏 名

印

家族住所

続 柄

氏 名

印

※この重要事項説明書は、岡山市基準条例の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

利用料一覧表(長期入所)

特別養護老人ホーム「みなみがた荘」(令和8年8月1日)

(1)介護保険給付・施設介護サービス				
自己負担額(1割)	(円/日)	個室Ⅰ		多床室Ⅱ
	要介護 1	597		597
	要介護 2	669		669
	要介護 3	743		743
	要介護 4	814		814
	要介護 5	884		884
日常生活継続支援加算	(1日につき)	37 (円)	認知症高齢者等一定割合(70%)以上入所	
看護体制加算Ⅰ	(1日につき)	4 (円)	常勤看護師1名以上配置	
看護体制加算Ⅱ	(1日につき)	9 (円)	基準を上回る看護職員の配置	
夜勤職員配置加算	(1日につき)	17 (円)	基準を上回る夜勤職員の配置	
配置医師緊急時対応加算	(1日につき)	通常の勤務時間外330(円) 早朝夜間659深夜1,318(円)		医師が通常の勤務時間外に訪問し診療した場合 早朝夜間深夜に訪問し診療した場合
若年性認知症入所者受入加算	(1日につき)	122 (円)	若年性認知症入所者受入れ、サービス提供	
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	(1日につき)	51 (円)	心身状況の情報を厚生労働省に報告	
個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) ((Ⅰ)1日につき/(Ⅱ)(Ⅲ)1月につき)		(Ⅰ)13(Ⅱ)21(Ⅲ)21(円)	個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に報告	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(1月につき)	(Ⅰ)102(Ⅱ)203(円)	外部のリハビリ専門職と連携する場合	
ADL維持等加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(1月につき)	(Ⅰ)31(Ⅱ)61(円)	ADL値測定し厚生労働省に報告	
自立支援促進加算	(1月につき)	305 (円)	自立支援計画等の策定、ケア実施	
安全対策体制加算	(入所時)	21 (円)	担当者配置、安全対策実施の体制整備	
排泄支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	(1月につき)	(Ⅰ)11(Ⅱ)16(Ⅲ)21(円)	排泄にかかる支援計画の作成、支援	
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(1月につき)	(Ⅰ)3(Ⅱ)14(円)	褥瘡に対する定期的な評価(3月に1回限度)	
協力医療機関連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(1月につき)	(Ⅰ)102(Ⅱ)5(円)	協力医療機関へ相談、診療、入院ができる体制と会議の開催	
退所時情報提供加算	(1回につき)	254 (円)	医療機関等へ退所する際の情報提供をした場合	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(1月につき)	(Ⅰ)11(Ⅱ)5(円)	感染症対策を医療機関との連携	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき)	10 (円)	生産性の向上を図り、生活の質を向上させる取り組み	
新興感染症等施設療養費	(1回につき)	244 (円)	新興感染症の方を施設内で療養(1月1回、連続する5日を限度)	
特別通院送迎加算	(1月につき)	603 (円)	透析の方の通院でやむを得ない事情の際の送迎(1月12回以上)	
栄養	栄養マネジメント強化加算	(1月につき)	12 (円)	管理栄養士の配置、ミールラウンド実施
	再入所時栄養連携加算	(1日につき)	203 (円)	再入所に特別食等を提供する必要になった場合(再入所時)
	退所時栄養情報連携加算	(1回につき)	71 (円)	特別食又は低栄養状態にあると医師が判断した方の医療機関等への栄養管理の情報提供をした場合
	経口移行加算	(1日につき)	29 (円)	180日を原則とする
	経口維持加算Ⅰ	(1日につき)	406 (円)	経口維持計画に基づき栄養管理
	経口維持加算Ⅱ	(1日につき)	102 (円)	医師等により経口維持計画作成
	療養食加算	(1回につき)	6 (円)	医師の発行する食事箋による治療食等
口腔衛生管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(1月につき)	(Ⅰ)92(Ⅱ)112(円)	歯科衛生士による口腔ケア月2回以上、情報提供	
入院・外泊加算	(1日につき)	250 (円)	初日・最終日は含まず1ヶ月間で6日を限度	
初期加算	(入所日から30日間)	31 (円)	30日以上入院後、再入所した場合も同様	
看取り介護加算	(1日につき)	73 (円)	死亡日以前31～45日	
看取り介護加算	(1日につき)	146 (円)	死亡日以前4～30日	
看取り介護加算	(1日につき)	(Ⅱ) 791 (円)	死亡日以前2～3日	
看取り介護加算	(1日につき)	(Ⅱ)1,603 (円)	死亡日	
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ		合計単位数の1000分の176に相当する単位数		

(2)介護保険給付外・施設介護サービス						
利用者負担段階		第1段階	第2段階	第3段階		第4段階
食費	調理費及び食料費 (1日につき)	300円	390円	①680円	②1,420円	1,600円
	個室 (1日につき)	380円	480円	①880円	②980円	1,231円
居住費	多床室 (1日につき)	0円	430円	①430円	②530円	915円
	特別な室料 601・602・603・605・606 607・613・615・616・617	個室 (1日につき)	1,650円			個人の選択による

※ 特別な個室の増加備品：トイレ・洗面所・応接二点セット・ロッカー・整理ダンス・電話機設置可・個人家具持込可

日常生活に要する費用で本人又はその家族の選択により負担していたことが適当な費用	項 目	料 金		内 容
	日用品費	1日	実 費	石鹸・シャンプー・タオル・おしぼり等
	教養娯楽費	1日	実 費	クラブ活動等の材料費等(手芸・工作・園芸・華道等)
金銭出納管理サービス費		1月	500円(税込)	出納管理
電気器具使用料		1日	30円(税込)	1点につき (医療機器は1点につき50円)
レンタルテレビ(電気器具使用料を含む)		1日	130円(税込)	

利用料のお支払い方法

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を発行いたします、その月の20日までにお支払い下さい。
- ・支払い方法は、現金、銀行振込、口座振替(取扱銀行：中国銀行)にてお願いします。
- ・現金支払いの場合：1階総合事務所窓口
- ・振込銀行名：中国銀行 奉還町支店 普通
- ・口座番号：1633463
- ・口座名義：特別養護老人ホーム みなみがた荘
岡山県済生会常務理事 森本 尚俊

利用料一覧表(長期入所)

特別養護老人ホーム「みなみがた荘」(令和8年8月1日)

(1)介護保険給付・施設介護サービス				
自己負担額(2割)	(円/日)	個室Ⅰ		多床室Ⅱ
	要介護 1	1,195		1,195
	要介護 2	1,337		1,137
	要介護 3	1,485		1,485
	要介護 4	1,627		1,627
	要介護 5	1,767		1,767
日常生活継続支援加算		(1日につき)	73 (円)	認知症高齢者等一定割合(70%)以上入所
看護体制加算Ⅰ		(1日につき)	8 (円)	常勤看護師1名以上配置
看護体制加算Ⅱ		(1日につき)	18 (円)	基準を上回る看護職員の配置
夜勤職員配置加算		(1日につき)	34 (円)	基準を上回る夜勤職員の配置
配置医師緊急時対応加算		(1日につき)	通常の勤務時間外660(円) 早朝夜間1,318深夜2,637(円)	医師が通常の気温無時間外に訪問診療した場合 医師が早朝夜間深夜に訪問診療した場合
若年性認知症入所者受入加算		(1日につき)	244 (円)	若年性認知症入所者受入れ、サービス提供
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		(1日につき)	102 (円)	心身状況の情報を厚生労働省に報告
個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) ((Ⅰ)1日につき/(Ⅱ)(Ⅲ)1月につき)		(Ⅰ)26(Ⅱ)42(Ⅲ)42(円)		個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に報告
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)		(1月につき)	(Ⅰ)203円(Ⅱ)406円	外部のリハビリ専門職と連携する場合
ADL維持等加算(Ⅰ)(Ⅱ)		(1月につき)	(Ⅰ)61円(Ⅱ)122円	ADL値測定し厚生労働省に報告
自立支援促進加算		(1月につき)	609 (円)	自立支援計画等の策定、ケア実施
安全対策体制加算		(入所時)	41 (円)	担当者配置、安全対策実施の体制整備
排せつ支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)		(1月につき)	(Ⅰ)21円(Ⅱ)31円(Ⅲ)41円	排泄にかかる支援計画の作成、支援
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(Ⅱ)		(1月につき)	(Ⅰ)6円(Ⅱ)27円	褥瘡に対する定期的な評価(3月に1回限度)
協力医療機関連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)		(1月につき)	(Ⅰ)203円(Ⅱ)10(円)	協力医療機関へ相談、診察、入院ができる体制と会議の開催
退所時情報提供加算		(1回につき)	507 (円)	医療機関等へ退所する際の情報提供をした場合
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)(Ⅱ)		(1月につき)	(Ⅰ)21円(Ⅱ)10(円)	感染症対策を医療機関との連携
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)			20 (円)	生産性の向上を図り、生活の質を向上させる取り組み
新興感染症等施設療養費		(1回につき)	513 (円)	新興感染症の方を施設内で療養(1月1回、連続する5日を限度)
特別通院送迎加算		(1月につき)	1205 (円)	透析の方の通院でやむを得ない事情の際の送迎(1月12回以上)
栄養	栄養マネジメント強化加算	(1日につき)	24 (円)	管理栄養士の配置、ミールラウンド実施
	再入所時栄養連携加算	(1日につき)	609 (円)	入所時と大きく異なる栄養状態となった場合(再入所時)
	退所時栄養情報連携加算	(1回につき)	142 (円)	特別食又は低栄養状態にあると医師が判断した方の医療機関等への栄養管理の情報提供をした場合
	経口移行加算	(1日につき)	812 (円)	180日を原則とする
	経口維持加算Ⅰ	(1日につき)	812 (円)	経口維持計画に基づき栄養管理
	経口維持加算Ⅱ	(1日につき)	57 (円)	医師等により経口維持計画作成
	療養食加算	(1回につき)	203 (円)	医師の発行する食事箋による治療食等
口腔衛生管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)		(1月につき)	13 (円)	歯科衛生士による口腔ケア月2回以上、情報提供
入院・外泊加算		(1日につき)	(Ⅰ)183円(Ⅱ)223円	初日・最終日は含まず1ヶ月間で6日を限度
初期加算		(入所日から30日間)	499 (円)	30日以上入院後、再入所した場合も同様
看取り介護加算		(1日につき)	61 (円)	死亡日以前31～45日
看取り介護加算		(1日につき)	292 (円)	死亡日以前4～30日
看取り介護加算		(1日につき)	(Ⅱ)1,582 (円)	死亡日以前2～3日
看取り介護加算		(1日につき)	(Ⅱ)3,205 (円)	死亡日
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ			合計単位数の1000分の176に相当する単位数	

(2)介護保険給付外・施設介護サービス						
利用者負担段階		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	利用者負担段階は介護保険負担限度額認定証による
食費	調理費及び食材費 (1日につき)	300円	390円	①680円 ②1,420円	1,600円	
居住費	個室 (1日につき)	380円	480円	①880円 ②980円	1,231円	居住費は入院又は外泊中であっても、在籍であればお支払い頂きます
	多床室 (1日につき)	0円	430円	①430円 ②530円	915円	
	特別な室料 601・602・603・605・606 607・613・615・616・617	個室 (1日につき)	1,650 円			個人の選択による

※ 特別な個室の増加備品：トイレ・洗面所・応接二点セット・ロッカー・整理ダンス・電話機設置可・個人家具持込可

日常生活に要する費用で本人又はその家族の選択により負担していただくことが適当な費用		項目	料金	内容
		日用品費	1日 実費	石鹸・シャンプー・タオル・おしぼり等
		教養娯楽費	1日 実費	クラブ活動等の材料費等(手芸・工作・園芸・華道等)
金銭出納管理サービス費		1月	500円(税込)	出納管理
電気器具使用料		1日	30円(税込)	1点につき (医療機器は1点につき50円)
レンタルテレビ(電気器具使用料を含む)		1日	130円(税込)	

利用料のお支払い方法		・毎月15日までに、前月分の請求書を発行いたします、その月の20日までにお支払い下さい。 ・支払い方法は、現金、銀行振込、口座振替(取扱銀行：中国銀行)にてお願いします。 ・現金支払いの場合：1階総合事務所窓口 ・振込銀行名：中国銀行 奉還町支店 普通 ・口座番号：1633463 ・口座名義：特別養護老人ホーム みなみがた荘 岡山県済生会常務理事 森 本 尚 俊
------------	--	---

利用料一覧表(長期入所)

特別養護老人ホーム「みなみがた荘」(令和8年8月1日)

(1)介護保険給付・施設介護サービス				
自己負担額(3割)	(円/日)	個室Ⅰ		多床室Ⅱ
	要介護 1	1,792		1,792
	要介護 2	2,005		2,005
	要介護 3	2,227		2,227
	要介護 4	2,440		2,440
	要介護 5	2,650		2,650
日常生活継続支援加算	(1日につき)	110	(円)	認知症高齢者等一定割合(70%)以上入所
看護体制加算Ⅰ	(1日につき)	13	(円)	常勤看護師1名以上配置
看護体制加算Ⅱ	(1日につき)	25	(円)	基準を上回る看護職員の配置
夜勤職員配置加算	(1日につき)	49	(円)	基準を上回る夜勤職員の配置
配置医師緊急時対応加算	(1日につき)	通常の勤務時間外989(円) 早朝夜間1,978深夜3,955(円)		医師が通常の気温無時間外に訪問し診療した場合 医師が早朝夜間深夜に訪問し診療した場合
若年性認知症入所者受入加算	(1日につき)	365	(円)	若年性認知症入所者受入れ、サービス提供
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	(1日につき)	153	(円)	心身状況の情報を厚生労働省に報告
個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) (Ⅰ)1日につき/(Ⅱ)(Ⅲ)1月につき	(1月につき)	(Ⅰ)37(Ⅱ)61(Ⅲ)61(円)		個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に報告
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(1月につき)	(Ⅰ)305(Ⅱ)609(円)		外部のリハビリ専門職と連携する場合
ADL維持等加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(1月につき)	(Ⅰ)92(Ⅱ)183(円)		ADL値測定し厚生労働省に報告
自立支援促進加算	(1月につき)	913	(円)	自立支援計画等の策定、ケア実施
安全対策体制加算	(入所時)	61	(円)	担当者配置、安全対策実施の体制整備
排せつ支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	(1月につき)	(Ⅰ)31(Ⅱ)46(Ⅲ)61(円)		排泄にかかる支援計画の作成、支援
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(1月につき)	(Ⅰ)10(Ⅱ)40(円)		褥瘡に対する定期的な評価(3月に1回限度)
協力医療機関連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(1月につき)	(Ⅰ)305(Ⅱ)15(円)		協力医療機関へ相談、診察、入院ができる体制と会員の開催
退所時情報提供加算	(1回につき)	761	(円)	医療機関等へ退所する際の情報提供をした場合
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(1月につき)	(Ⅰ)31(Ⅱ)15(円)		感染症対策を医療機関との連携
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき)	30	(円)	生産性の向上を図り、生活の質を向上させる取り組み
新興感染症等施設療養費	(1回につき)	730	(円)	新興感染症の方を施設内で療養(1月1回、連続する5日を限度)
特別通院送迎加算	(1月につき)	1807	(円)	透析の方の通院でやむを得ない事情の際の送迎(1月12回以上)
栄養	栄養マネジメント強化加算	(1日につき)	34	(円) 管理栄養士の配置、ミールラウンド実施
	再入所時栄養連携加算	(1日につき)	1217	(円) 入所時と大きく異なる栄養状態となった場合(再入所時)
	退所時栄養情報連携加算	(1回につき)	213	(円) 特別食又は低栄養状態にあると医師が判断した方の医療機関等への栄養管理の情報提供をした場合
	経口移行加算	(1日につき)	86	(円) 180日を原則とする
	経口維持加算Ⅰ	(1日につき)	1217	(円) 経口維持計画に基づき栄養管理
	経口維持加算Ⅱ	(1日につき)	305	(円) 医師等により経口維持計画作成
	療養食加算	(1回につき)	19	(円) 医師の発行する食事箋による治療食等
口腔衛生管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(1月につき)	(Ⅰ)274(Ⅱ)335(円)		歯科衛生士による口腔ケア月2回以上、情報提供
入院・外泊加算	(1日につき)	749	(円)	初日・最終日は含まず 1ヶ月間で6日を限度
初期加算	(入所日から30日間)	92	(円)	30日以上入院後、再入所した場合も同様
看取り介護加算	(1日につき)	219	(円)	死亡日以前31～45日
看取り介護加算	(1日につき)	438	(円)	死亡日以前4～30日
看取り介護加算	(1日につき)	(Ⅱ)2,373(円)		死亡日以前2～日
看取り介護加算	(1日につき)	(Ⅱ)4,807(円)		死亡日
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ		合計単位数の1000分の176に相当する単位数		

(2)介護保険給付外・施設介護サービス						
利用者負担段階		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	利用者負担段階は介護保険負担限度額認定証による
食費	調理費及び食料費 (1日につき)	300円	390円	①680円 ②1,420円	1,600円	
居住費	個室 (1日につき)	380円	480円	①880円 ②980円	1,231円	居住費は入院又は外泊中であっても、在籍であればお支払い頂きます
	多床室 (1日につき)	0円	430円	①430円 ②530円	915円	
	特別な室料 601・602・603・605・606 607・613・615・616・617	個室 (1日につき)	1,650円			個人の選択による

※ 特別な個室の増加備品：トイレ・洗面所・応接二点セット・ロッカー・整理タンス・電話機設置可・個人家具持込可

日常生活に要する費用で本人又はその家族の選択により負担していただくことが適当な費用	項 目	料 金		内 容
	日用品費	1日	実 費	石鹸・シャンプー・タオル・おしぼり等
	教養娯楽費	1日	実 費	クラブ活動等の材料費等(手芸・工作・園芸・華道等)
金銭出納管理サービス費		1月	500円(税込)	出納管理
電気器具使用料		1日	30円(税込)	1点につき (医療機器は1点につき50円)
レンタルテレビ(電気器具使用料を含む)		1日	130円(税込)	

利用料のお支払い方法

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を発行いたします、その月の20日までにお支払い下さい。
- ・支払い方法は、現金、銀行振込、口座振替(取扱銀行：中国銀行)にてお願いします。
- ・現金支払いの場合：1階総合事務所窓口
- ・振込銀行名：中国銀行 奉還町支店 普通
- ・口座番号：1633463
- ・口座名義：特別養護老人ホーム みなみがた荘
岡山県済生会常務理事 森本 尚俊